

### 減免世帯へ 指定収集袋を 交付します



げん人くん&ヘラスゾウ

次に該当する世帯に、令和3年度分の指定収集袋を交付します。対象の①から④までに該当し、非課税調査の同意書を提出済の方と⑤から⑧までに該当する方に、申請書などを送付しますので、手続きをお願いいたします。

- ▽交付日時・場所 表のとおり
- ▽対象
  - ① 65歳以上の方のみの世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯
  - ② 身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯
  - ③ 東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯

### 浄化槽の清掃は、 法律で義務付けられています

浄化槽は、浄化槽法で、清掃が義務付けられています。清掃を依頼するときは、市の許可を受けた次の業者に連絡してください。また、清掃料金は、機種や容量で異なります。

- ▽業者
    - 秋川地区：(株)スリーピングサービス ☎597・6112
    - 五日市地区：(有)五日市清掃 ☎596・0517
- ※作業区域で業者が異なります。※日程に余裕を持って申し込んでください。

## 交通事故など第三者から受けたけがや病気は、加入の健康保険へ届出しましょう！

帯で、前年度の住民税が非課税の世帯

- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯
  - ⑤ 生活保護受給世帯
  - ⑥ 児童扶養手当受給世帯
  - ⑦ 特別児童扶養手当受給世帯
  - ⑧ 国民年金の遺族基礎年金受給世帯で、事前に受給調査の同意書を提出した世帯
- ▽持ち物 申請書(必要事項を記入、押印済みのもの)
- ▽4月以降の交付場所 生活環境課、五日市出張所市民総合窓口係
- ▽その他
  - 申請書などが届かない方は、お問い合わせください。
  - 当日は検温、マスク着用をお願いいたします。体調が優れない方は、4月以降に手続きをお願いいたします。

- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

表 減免対象者の指定収集袋交付日程

期日	時間	場所
3月11日(木)～12日(金)	午前10時～午後4時	五日市保健センター
3月13日(土)	午前9時～正午	
3月17日(水)	午前10時～午後8時	市役所1階コミュニティホール
3月18日(木)～20日(土)	午前10時～午後4時	

※3月17日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

### ごみの処理が一時停止しました 分別の徹底をお願いします

1月12日に搬入された「不燃ごみ」の中に、「有害ごみ」に該当するスプレー缶が含まれていたため、ごみの処理が一時停止しました。このような事故は過去にも発生しており、ごみの収集や処理が停止してしまうことがあります。ごみは必ず分別してください。カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライターなどは中身を完全に使い切り、「有害ごみの日」に出してください。

- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

### 新型コロナウイルスに関連した 使用済みマスクやティッシュなどの捨て方



使用済みマスクやティッシュなどは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、次の捨て方に注意し、「可燃ごみの日」に排出してください。

- 使用済みマスクやティッシュ

などは、透明か半透明の袋に入れてから、ごみ袋に入れて排出してください。

- ごみ袋の中に空気が入っていると、収集車に搬入した際、破裂し、中身が飛び散ることがあります。ごみ袋は、袋の中の空気を抜き、しっかりと閉めて排出してください。
  - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とごみ収集運搬作業員の安全確保のため、ご協力をお願いします。
- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

### 一人ひとりがいのちを守る「門番」 今月は自殺対策強化月間です

あなたの身近に悩みを抱えてつらい思いをしている人はいませんか。「思いあい、つながりあい、支え合う」笑顔あふれる「まち」を目指し、一人ひとりがいのちを守る「門番」となって地域ぐるみで支え合う取組に、協力をお願いします。

- 「ハッシュタグ」#るのびとをつけて投稿しよう 市公式インスタグラム「るのびと」をフォローし、市の魅力ある写真や動画を「#るのびと」をつけて投稿していただければ、職員が選考の上、市公式インスタグラムで紹介いたします。
- ▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- ▽問合せ 市長公室



市の魅力がアップし、「るのびと」(あきる野市のファン)を増やしていくことを目的に、市の公式インスタグラム「るのびと」を運用しています。写真や動画などで市の魅力を紹介していますので、フォローをお願いします。

### 聴覚障害のある方に補聴器購入費を助成する制度があります

聴覚障害があり、諸条件を満たす方に、補聴器購入費の一部を助成しています。

- ▽対象 身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者
- ▽費用 原則、購入費用の1割を負担していただきます。
- 補聴器購入費の助成を受ける方は、事前申請が必要です(購入後の助成不可)。
- 助成対象となる補聴器は、原則片耳のみです。
- ▽その他 手続きには、補装具費支給意見書(医師が作成したもの)などが必要です。詳しくは、お問い合わせください。
- ▽申請・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

ター)：☎0120・58・9090、3月2日(火)～7日(日)午後8時～午前2時30分(2日(火)のみ午後5時から)

### LINE相談

詳しくは、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

東京都福祉保健局ホームページ(第28回自殺防止!東京キャンペーン)

市ホームページ(こころの健康、自殺対策の推進)

